

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第二十九号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成十九年三月奈良県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

目次中「**手続（第二十一条―第五十二条）**」を「**手続**」に、「**第四十六条**」を「**第四十九条**」に、「**第四十七条―第五十条**」を「**第五十条―第五十三条**」に、「**第五十一条・第五十二条**」を「**第五十四条・第五十五条**」に、「**第五十三条―第五十六条**」を「**第五十六条―第五十九条**」に、「**第五十七条―第六十二条**」を「**第六十条―第六十五条**」に、「**第七章 雑則（第六十三条―第六十五条）**」を「**第七章 雑則（第六十六条―第六十八条）**」に、「**第九章**」を「**第八章**」に、「**第六十七条**」を「**第六十九条**」に改める。

第一条中「職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。）の」を削り、「**不服申立ての手続**」を「**審査請求（以下「審査請求」という。）の手続**」に改め、「**並びに不服申立ての裁決又は決定（以下「判定」という。）に対する審査（以下「再審」という。）**」を削る。

第二条第二号中「**法第四十九条の二第一項の規定による審査請求（以下「審査請求」という。）**」を「**審査請求**」に改める。

第三条第一項中「**には、人事委員会の委員長を審査長**」を「**は、人事委員会は、その委員のうちから審査長一人を指名するもの**」に改め、同項ただし書を削る。

第五条第一項中「**法第四十九条の二第一項の規定による**」を削り、同条第二項中「**と**もに当該処分に関する辞令その他の通知書及び」を「**共に**」に改め、「**又は第二項に規定する処分説明書**」を「**に規定する処分の事由を記載した説明書**」に改める。

第八条第一項第二号中「**法第四十九条第一項に規定する**」を削り、同条第二項中「**第**

六十三条第一項」を「第六十六条第一項」に改める。

第十二条第三項中「あてて」を「宛てて」に改める。

第十三条第一項中「の判定」を「について審査請求の裁決（以下「裁決」という。）」に改める。

第十六条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十三条第二項（第五十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき
審理が終了されたとき。

第十九条第二項中「記載した書面を」を削り、同条第三項中「円滑迅速」を「円滑かつ迅速」に改める。

第二十条第二項中「前条第二項に規定する書面」の下に「その他の書面」を加える。

第六十七条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第六十九条とする。

第八章を削り、第九章を第八章とする。

第六十五条第一号中「第三十二条」を「第三十四条」に、「第五十条」を「第五十三条」に改め、同条を第六十八条とする。

第六十四条を第六十七条とし、第六十三条を第六十六条とする。

第六十二条中「第五十三条第一項及び第五十五条第一項」を「第五十八条第一項」に、

「第五十七条第四項」を「第六十条第四項」に、「法第四十九条第一項に規定する処分

」を「処分」に、「第五十七条第一項」を「第六十条第一項」に、「第五十七条第二項

」を「第六十条第二項」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十一条中「判定」を「裁決」に改め、同条を第六十四条とする。

第六十条を第六十三条とする。

第五十九条中「第五十七条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十八条を第六十一条とする。

第五十七条第一項第一号及び第三号、同条第二項並びに同条第四項第三号中「判定」を「裁決」に改め、同条を第六十条とする。

第五十六条（見出しを含む。）中「判定書」を「裁決書」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十五条の見出し中「判定」を「裁決」に改め、同条第一項中「判定書」を「裁決書」に、「再審」を「人事委員会の裁決についての審査（以下「再審」という。）」に

改め、同条第二項中「判定」を「裁決」に、「判定書」を「裁決書」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十四条の見出し中「判定」を「裁決」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十三条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第一項中「判定」を「裁決」に、同条第二項中「判定は」を「裁決は」に、「判定書」を「裁決書」に改め、同項第四号中「判定」を「裁決」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十二条第一項中「第二十一条第四項」を「第二十二条第四項」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十一条第三項第八号中「記録」の下に「(証人の尋問において第四十三条第一項の措置を執ったときは、その旨を含む。)」を加え、同条を第五十四条とする。

第五十条中「第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十二条から第四十六条(第四十条、第四十二条第三項及び第四十五条第二項)を「第二十一条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十三条から第四十九条まで(第四十二条、第四十三条、第四十五条第三項及び第四十八条第二項)に、「第四十三条中「証人相互又は当事者と証人若しくは当事者相互」とあるのは「証人相互」と、第四十六条中「考慮し、第二十三条の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でない」と認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮し」を「第三十三条第二項第一号中「又は第二十六条に規定する書面がこれらの規定」とあるのは「が同項」と、「これらの書面」とあるのは「当該反論書」と、第四十九条中「ときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「ときは」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十九条を第五十二条とし、第四十八条を第五十一条とする。

第四十七条第一項中「書面審理の請求を行った場合又は審査請求書において口頭審理又は書面審理の選択」を「口頭審理の請求」に、「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同条を第五十条とする。

第四十六条中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十五条を第四十八条とし、第四十四条を第四十七条とする。

第四十三条中「又は当事者と証人若しくは」を「、当事者と証人又は」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十二条第二項中「第三十九条第二項」を「第四十一条第二項」に、同条第三項中

「第四十条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十一条を第四十四条とし、第四十条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(証人の遮への措置)

第四十三条 人事委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときには圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を執ることができる。

2 前項の措置を執るに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。
第三十九条を第四十一条とし、第三十二条から第三十八条までを二条ずつ繰り下げる。
第三十一条第一項中「口頭審理」を「次条第一項の規定に基づき審理」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(審理の終了)

第三十三条 人事委員会は、この章の規定に従い必要な審理を終えたとき、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

一 請求人から第二十五条第二項に規定する反論書又は第二十六条に規定する書面がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

二 請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないと

き。
3 人事委員会は、前二項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第三十条中「ともに」を「共に」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条中「その指揮に従わない者の発言を禁止し」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限し」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条を第二十九条とし、第二十四条から第二十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十三条の見出し中「通知」を「日時等の指定及び通知」に改め、同条第一項中「当事者に」を「指定し、かつ、当事者にこれらを」に改め、同条第四項中「指定」を「指定し、かつ、当事者にこれを通知」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条を第二十三条とする。

第二十一条第二項中「ともに」を「共に」に改め、同条を第二十二条とし、第四章第一節中同条の前に次の一条を加える。

（審理の計画的進行）

第二十一条 当事者及び代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第二条第一号の処分についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

（職員からの苦情相談に関する規則及び勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正）

3 次に掲げる規則の規定中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

一 職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年三月奈良県人事委員会規則第九号）
（第四条第三項）

二 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成十九年三月奈良県人事委員会規則第九号）
（第十八条第三項）